

# 栃木市自転車の安全な利用に関する条例

(解説版)



「栃木市マスコットキャラクターとち介」

平成 2 9 年 9 月

栃 木 市 議 会

## 目 次

第 1 条（目的）	1
第 2 条（定義）	2
第 3 条（市の責務）	3
第 4 条（市民の責務）	3
第 5 条（自転車利用者の責務）	4
第 6 条（保護者の責務）	7
第 7 条（事業者の責務）	8
第 8 条（関係団体の責務）	9
第 9 条（自転車小売業者等の責務）	10
第 10 条（自動車等利用者の責務）	10
第 11 条（自転車交通安全教育）	11
第 12 条（ 同 上 ）	11
第 13 条（高齢者の家族等の声かけや助言）	12
第 14 条（広報及び啓発）	12
第 15 条（自転車安全利用の日）	12
第 16 条（道路環境の整備）	13
第 17 条（財政上の措置）	13
第 18 条（委任）	14

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車利用者、歩行者及び自動車等を利用する者（以下「自動車等利用者」という。）の相互に思いやりのある通行の確保並びに自転車利用者の自転車の安全な利用の促進を図り、もって安全安心な交通環境づくりの推進に資することを目的とする。

(解説)

自転車は身近な交通手段として子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民の皆さまが利用しています。また、環境に配慮した交通手段であり、経済的かつ健康的でもあります。スポーツとしても自転車に注目が集まっています。

しかしながら、自転車は運転免許証が不要であることもあり気軽に乗ることができる一方、交通ルールが十分認識されておらず、運転マナーの向上が課題となっています。また、自転車利用者は交通事故の加害者となることもあり、高額賠償を命じられる事例も発生しています。

本市の現状を見ると、市民に交通ルールや運転マナーが十分に浸透しているとは言えず、自転車の並進や携帯電話を使用しながらの運転も見られます。これらを改善するためには自転車利用者を中心とした交通安全意識の向上が必要となります。そこで、市や市民の皆さま等が一体となって、お互い思いやりを持ちながら通行し、自転車の安全な利用を促進することにより、安全安心な交通環境づくりの推進を目的として条例を制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 関係団体 交通安全及び自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 自転車損害賠償保険等 自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(解説)

この条例の中で使用している用語の意義について定めています。

- 「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車と同じ意義で使用しています。ペダル等を用い、人力で運転する二輪以上の車のことで、身体障がい者用の車いすや歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいいます。
- 「市民」とは、市内に住所を有する方だけではなく、本市へ通勤や通学している方を含みます。
- 「自動車等」とは、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車や同項第10号に規定する原動機付自転車と同じ意義で使用しており、大型自動二輪車等も含まれています。
- 「事業者」とは、市内で事業を営む法人・団体・個人をいいます。

- 「関係団体」とは、交通安全協会や自治会など交通安全に関する活動を行っている団体をいいます。
- 自転車損害賠償保険等とは、自転車事故に備える保険として、自転車向けの保険以外にも自動車保険や火災保険に付帯したもの、共済、T Sマーク付帯保険など様々な種類があります。

(市の責務)

第3条 市は、市民、事業者、関係団体等との連携及び協力の下、自転車の安全な利用を促進し、自転車の安全で快適な利用環境の向上を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(解説)

市だけでは安全安心な交通環境を形成することはできません。市民の皆さま等と連携及び協力をしながら進めていくことを定めるものです。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、学校、地域等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(解説)

市民の皆さまは、自転車の安全な利用について少しずつ理解を深めていただくようお願いします。ご家族、先生、友達、保護者、地域の身近な人達と話したり、自転車の点検をするなど自主的な取組をお願いします。そ

のような取組が少しずつ積み重なり、自転車の安全な利用に繋がっていきます。また、市等が実施する施策へのご協力をお願いします。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法

その他の法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、乳幼児、障がい者、高齢者その他の歩行者の安全に配慮しなければならない。

3 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備、反射材等の装着その他の交通安全対策に努めるとともに、盗難防止のための鍵の取付け及び施錠の徹底に努めなければならない。

5 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(解説)

自転車の安全な利用を促進するためには、自転車を利用する皆さま各々が安全運転を意識して通行していただく必要があります。交通ルールを守ってご利用いただくとともに、乳幼児や障がい者、高齢者などを含めた歩行者の皆さまの安全に配慮して通行してください。また、安全にご利用いただくための定期点検・整備や盗難防止のための施錠をするようにしましょう。

近年では利用者が交通事故の加害者になることもあり、高額賠償を命じられる事例も発生していますので、自転車損害賠償保険等への加入を考えてみてください。

○「その他の法令」とは「道路交通法施行令」や「交通安全対策基本法」など自転車を利用する際に守らなければならない関係法令のことをいいます。

『主な違反行為の参考事例』

※主なものを掲載しています。例外規定等がありますので、あくまでも参考としてご覧ください。

違反行為	罰則	違反根拠法令
歩道通行	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金	道路交通法第17条第1項
右側部分通行	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金	道路交通法第17条第4項 道路交通法第18条第1項
飲酒運転	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 (酒酔い運転の場合)	道路交通法第65条第1項
二人乗り	5万円以下の罰金など	道路交通法第55条第1項 道路交通法第57条第2項
並進	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第19条
無灯火運転	5万円以下の罰金 過失罰あり	道路交通法第52条第1項
信号無視	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金 過失罰あり	道路交通法第7条
一時停止違反	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金 過失罰あり	道路交通法第43条 道路交通法第36条第3項
傘さし運転	5万円以下の罰金	道路交通法第71条第6号 栃木県道路交通法施行細則 第13条第1項第6号
携帯電話の使用 (手で持って通話又は操作しながら、又は画像を注視しながらの運転)	5万円以下の罰金	道路交通法第71条第6号 栃木県道路交通法施行細則 第13条第1項第9号

イヤホンやヘッドホンの使用 〔安全運転に必要な音声が聞こえない状態での運転〕	5万円以下の罰金	道路交通法第71条第6号 栃木県道路交通法施行細則第13条第1項第10号
歩道での通行方法違反	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第63条の4
路側帯での通行方法違反	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第17条の2

※歩道通行の例外（道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条）

- ・ 道路標識等により歩道を通行できるとされているとき
- ・ 児童及び幼児、70歳以上の者、車道を通行することに支障のある身体障がい者が運転するとき
- ・ 車道又は交通の状況から見てやむを得ない場合

※乗車人員の制限の例外（栃木県道路交通法施行細則第11条第1項第1号イ）

- ・ 16歳以上の運転者が幼児1人を幼児用座席に乗せる場合等



(保護者の責務)

第6条 幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する教育、指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒の発達の段階に応じた適切な自転車及び自転車の安全な利用に供する器具の使用に努めなければならない。

3 自転車を利用する幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒の自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

(解説)

保護者の皆さまには子ども達が安全に利用できるよう交通ルールなどを教えてあげること、子ども達の成長の度合いに適した自転車などを利用することをお願いします。「自転車の安全な利用に供する器具」とは、ヘルメットやプロテクター（手足を守るもの）などのことです。事故や転倒の際に頭部を保護するためにはヘルメットの着用が非常に有効であると言われています。子ども達を守るためにも着用するようにしましょう。

また、子ども達が自転車事故の加害者になる可能性もあります。高額な損害賠償を命じられる可能性もありますので、自転車損害賠償保険等への加入をお願いします。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、自転車を利用する従業員の自転車損害賠償保険等への加入を促進するよう努めなければならない。

(解説)

従業員の皆さまへ安全利用に関する啓発を行っていただき、通勤や業務で自転車を利用する際の安全運転への意識向上に繋がるよう積極的な取組をお願いします。また、自転車損害賠償保険等への加入を促進していただくようお願いします。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、市及び警察が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(解説)

交通安全に関する活動を行っていただいている団体の皆さまには、市民の皆さまが理解を深められるよう積極的な活動をお願いします。また、市等が実施する安全利用促進に関する施策へのご協力をお願いします。

(自転車小売業者等の責務)

- 第9条 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車小売業者等」という。）は、自転車を購入し、又は借り受けようとする者に対し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備、自転車損害賠償保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。
- 2 自転車小売業者等は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

(解説)

自転車の購入や借受けをしようとする皆さまへ定期点検・整備や自転車損害賠償保険等加入の必要性などについてお伝えください。専門的な知識を有する皆さまからの助言は大きな効果があると考えられますのでご協力をお願いします。また、市等が実施する安全利用促進に関する施策へのご協力をお願いします。

(自動車等利用者の責務)

- 第10条 自動車等利用者は、自転車が車両であることを認識し、自転車の安全かつ円滑な通行に配慮するよう努めなければならない。

(解説)

自転車は車両なので原則として車道を通行します。安全安心な交通環境を確保するためにも、配慮いただくようお願いします。

(自転車交通安全教育)

第11条 市は、幼児、児童及び生徒、高齢者その他の市民に対し、それぞれの特性に応じ、自転車の安全な利用に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うよう努めるものとする。

第12条 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の長は、その児童又は生徒に対し、その発達の段階に応じ、自転車交通安全教育を行うものとする。

(解説)

自転車の安全な利用の促進のためには交通ルールや運転マナーを理解する必要があります。しかし運転免許証が不要であることもあり、交通ルール等を理解する機会が不足していると考えられています。

市は、市民の皆さまが交通ルールや運転マナーを理解し、安全に自転車を利用することができるよう、皆さまの特性に合わせた自転車交通安全教育を実施するよう努めていきます。また、小学生になると自転車を利用して行動する機会が増加し、行動範囲も広がってきますので、各学校においても、その児童や生徒達の心身の発達に合わせた交通安全教育を実施していきます。

(高齢者の家族等の声かけや助言)

第13条 高齢者の家族等や地域住民は、自転車を利用する高齢者に対し、自転車の安全な利用に関する声かけや助言を行うよう努めるものとする。

(解説)

自転車による重大事故に占める高齢者の割合が高い状況です。自転車を安全に利用することができるよう、ご家族や地域の皆さまから一言でも声をかけてあげてください。例えば「今日は風が強いから気を付けて」、「地面が濡れているからゆっくりね」など。普段乗り慣れている自転車でも、その一言が心のどこかに残って意識が変わると思います。

(広報及び啓発)

第14条 市は、警察、関係団体等と連携し、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図るための広報及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する情報の提供並びに助言を行うよう努めるものとする。

(自転車安全利用の日)

第15条 市は、自転車の安全な利用に関する市民の理解を深めるため、毎月8日を自転車安全利用の日とし、その趣旨にふさわしい広報活動及び啓発活動を実施するものとする。

(解説)

市は、自転車の安全な利用に関する市民の理解を深めるため、広報及び啓発活動(広報紙、ホームページ、SNS、チラシの配布、ポスターの掲示などによるPR等)を関係団体等と連携して実施します。また、定期点検・整備や自転車損害賠償責任保険等へ加入する必要性について情報提供や助言を行うよう努めていきます。

さらに、毎月8日を「自転車安全利用の日」とし、市民の皆さまの理解が少しずつでも深まるよう、広報活動等を実施します。

(道路環境の整備)

第16条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車利用者及び自動車等利用者が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

自転車の安全な利用の促進を図るためには、安全に通行できる道路環境の整備が必要ですが、十分に整備が行き届いていない状況にあります。市の財政状況や道路環境の現状等を考慮しつつ、市民の皆さまが安全に通行できるよう努めていきます。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

本条例を施行するにあたり定めておく必要がある事項は、市長が別に定めるとしてあります。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。